

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第15回）議事概要

### 1 日時

7月18日（水）午後3時から午後4時50分まで

### 2 場所

札幌地方裁判所5階大会議室

### 3 出席者

（委員）奥田正昭，高崎 暢，高見 進，田中勝美，玉木 健，西本仁久，橋本邦江  
三好正浩，山崎 学，大和義広（五十音順 敬称略）

（説明者）地裁事務局長尾方正之，民事首席書記官本間良行，刑事首席書記官空井克憲

（庶務）小路法雄，井田久敏，高嶋博之

### 4 議事等

（以下，発言者は，：説明者，：委員長，：委員，：庶務 と表示）

#### (1) 新委員の自己紹介

新たに委員となった田中委員及び三好委員から自己紹介があった。

#### (2) 来庁者アンケートの集計結果について

庶務から，アンケート集計結果（10月16日～5月31日まで102通分）について報告された。

裁判所に相談に来られる方は，余裕のない方が多いと思うが，アンケートによく答えていただいたというのが感想である。意見の中で，相談窓口でパーテーションが小さいとあるが，以前にパーテーションについて当委員会で意見を述べたところ，裁判所ですぐに取り付ける対応をしてくれたことがあった。その際に，今回のような意見があれば，もう少し大きなパーテーションを付けることができたのではないかと思う。

当庁では，委員会の意見を受けて，札幌簡裁の受付相談センターにおいて，カウンターにそれまでなかったパーテーションを設け，また，個別の相談室を設けたところである。限られた窓口スペースの中，指摘をいただいた点も十分に配慮した対応をとっている。例えば，来庁者の話を十分に聞いたうえ，相談の内容から，個別の相談室で話を聞いた方がよいと思われた場合，こちらから個別の相談室に案内するなどの対応を取っている。

多くの意見が出て，驚いている。アンケートを通じて裁判所は様々な方の意見を聞く姿勢があるのだということをもっとアピールする必要があると思う。さらに尋ねる項目を変えるなどしてアンケートを実施し，裁判所の改善を目指していただき

たい。

市役所でも、窓口が目安箱を設置し、自由記載で意見をいただいているが、札幌市も同様に、様々な意見が寄せられている。

今後検討してはどうかと思う点が二つある。一つは、相談者が名札を付けることであり、もう一つは、窓口対応について、弁護士会、司法書士会、市役所などの相談窓口とのネットワークを強化すべきということである。ネットワークの強化については、どのように把握されているのか。

当庁では、窓口において、法律相談はできないことを前提に、適切に相談窓口の振り分けをしていると承知しているが、その相談者が裁判所が紹介した各機関の窓口きちんと行ったかについてまで確認していないのが現状である。今後、何らかの形で連絡体勢を考えなければならないかもしれない。

市役所でも、道庁でも、「裁判に関する相談は、裁判所へ」との案内はしている。全員が名札を付けることについては、難しいと考えている。調停委員として、調停当事者から、気に入らないと思われた場合、名札を付けていたことによって問題が生じるのではないか。もっとも、当事者から、名前を聞かれた場合は、名前は答えている。

市役所では、電話の際には名前を言っているし、名札も付けているが、女性については、名札を付けることを強制しておらず、名前も言わないこともある。やはり、問題が生じる可能性があるからと思う。

裁判所においても、実は、過去に、札幌から積極的に名札を付ける方向で意見を出したことがあったが、結論としては、全国的に合意に至らなかった。やはり、来られる方に、女性職員が名前を知られてしまい、職場以外のところで苦情等を言われるのではないかという不安の声があった。

検事は、名前を出しているし、被害者支援関係でも、電話の際には、名前を名乗っていると思う。基本的には、名札を付けるという流れなのかという感じがする。

今回のアンケートを実施したことで何をしたかったかということ、裁判所が市民の声を聞く姿勢があることをアピールすることだった。今後も市民の声を聞き、改善していく姿勢があることを、もっとアピールしていただきたい。

裁判所の活動を国民に知っていただくことは、かなり積極的に行っている。年2回から4回、市民講座を開催し、裁判所が日々どういうことを行っているか、民事手続、裁判員制度など、裁判所の業務はこういうものだということを紹介している。また、出前講義などもかなりの回数を実施している。それらの活動を通して、裁判所を身近に感じてもらい、裁判所をより利用してもらおうと考えている。外部に発

信する広報誌として「札幌地方裁判所 NEWS」を年2回発行し、図書館や学校などに配付しており、それによって裁判所の活動を知っていただけたらと考えている。

「札幌地方裁判所 NEWS」は、いろいろな人が知っている。できればもっと配付先を増やしていただけたらと思う。

- (3) 「地裁・家裁委員会に提言する市民の会，司法改革大阪各界懇談会」からの「第2期裁判所委員会（17.8～19.7）についてのアンケート調査」回答案について庶務から、回答案の報告がなされ、回答案どおり回答することで了承された。

- (4) これまでの札幌地方裁判所地方裁判所委員会の活動を振り返って

2年前に委員になったが、振り返ってみると、裁判所が広報活動を一生懸命行い、とても苦労されているという印象は受けた。司法書士会でも、札幌だけではなく、小樽、岩見沢、滝川、苫小牧においても、広報活動も兼ねた相談事業を行っている。そこで相談者からクレームを受けることがあるが、相談を受ける側とする側では見方が違うこと、相談する側の立場に立って相談を受けなければならないことが分かる。相談の際に、相談を受ける者は、名前は名乗るが、名札は付けていない。それは、事務局で相談を受けた者の名前を把握しているということと、やはり防犯上の点からである。相談窓口のネットワークについては、成年後見関係では家庭裁判所からの紹介で、多重債務関係では簡易裁判所からの紹介で、かなりの方がこちらに相談に訪れており、つながりはできていると思う。今後もさらに大きくして行きたい。委員会の活動については、他の委員会に比べて一生懸命議論していると思うが、欲を言えば、やはり次回委員会までの期間が長いこともあり、課題の検討に口数が多いと思う。小委員会を設けて、そこで検討課題を細分化して、そこで検討したものを本委員会に上げるのもよいのではないか。

4年間を振り返ると、簡裁の受付相談センターの窓口のパーテーションもそうだが、委員会で述べたことにすぐに対応してくれたこと、来庁者アンケートについてもかなりの回答をいただいたことが印象に残っている。委員会の今後について述べたいことは、一つは、裁判員制度の開始に向けて、国民の目が向くように委員会が何か役立てればと期待していることであり、もう一つは、やはり裁判所は他の機関と違う機関であり、聖域のところは毅然として守っていただきたい、その聖域以外のところでいろいろ改善していただきたいということである。何かを変えることも重要であるが、裁判所が毅然とした存在であることも大切だと思う。

4年間を振り返ると、最初の2年間は、裁判所の広報活動、後の2年間は、裁判員制度について議論したという感じである。今後については、テーマを決めて、計画的に議論していただくことがよいのではないか。

この4年間、他の委員会も見ることがあるが、この委員会は、議論の中味として活発で率直な意見交換ができ、トップクラスと評価できると思う。実際に可能なものは機敏に実現していただき、議論し問題提起する側としては、非常にやりがいを感じた。この委員会ができてから、裁判所が変わろうとしていることは率直に感じている。その姿勢を今後も続けていただきたい。委員会の意味に関わることだが、委員会は、委員だけではなく、一般の利用者の視点を反映させる方法が必要と思う。そのためには、委員会自身の広報活動をもっと行ってほしい。市民向けの委員会独自の広報誌も考えて欲しい。広報することにより一般の利用者の声をもっと聞くことができ、それを委員会で議論できるのではないか。委員会のテーマについては、一期2年の間に7、8回実施することになるので、それを活かした継続的なテーマ設定の仕方を検討していいのではないかと思う。そうすれば委員会と次回の委員会の間で検討できる時間ができ、継続的な議論ができるのではないか。委員長については、市民の方がなれば、もっと委員同士が活発に意見交換ができ、委員会がより活発有益なものとなると考えている。やはり、委員長は、委員会の性質上、市民の方からなった方がよいと思う。最後に、来庁者アンケートは続けていただきたい。

第11回委員会から4回ほど参加したが、委員会は、自分自身の勉強にはなったのだが、さらに市民にどうつなげるかという点では、年3、4回という回数に関係もあり、やはり何か足りないかという気がしている。当社も「読者の委員会」というものがあり、市民の声を聞いているが、その声が宝であり、非常にヒントになっている。裁判所は、広報は行っているが、他の企業と同様、市民の意見を聞く公聴が弱いのではないかと感じている。「読者の委員会」では、委員に対し、読者から出された記事などのクレームを包み隠さず提供して、それに基づき議論し、意見をいただいている。地裁委員会も、小委員会が物理的な体制として難しいのであれば、アンケートを続けていただいて、そのアンケートも質問項目など考えると手間となるので、自由に市民から意見を寄せてもらい、その中から注目する議題を拾い、テーマを設定し議論することも一つの方法ではないかと思う。

今回アンケートで出された意見が宝の山であり、いろんなヒントが隠されていることはそのとおりであり、委員の方々から、裁判所の課題となるものを上げてもらい、その中から、裁判所の庶務方と委員とで、長期的な議題、短期的な議題は何か振り分け、議題を準備、設定するという方法がよいのではないか。以前に委員になる前に、運営をサポートする委員会にいたが、テーマについては、委員の方からこれはということ提案されたことはなかったように思う。小委員会を設けても、果たしてテーマを出していただけるのか、小委員会の委員の方に負担をかけることに

なるのではないか。これまでの運営の仕方の良いところは残し、悪いところは改めることによって、これまでとは違った運営につながっていくのではないか。地裁委員会は、裁判所に市民の声を反映させるものだが、常に一般市民の方の声をすべて拾い上げて検討することを想定しているものではなく、そうであるからこそ、委員の方の中には、報道機関の方もいれば、司法書士の方もいるなど、一定の立場の方がおり、それらの委員によってすでに一定程度市民の声が吸い上げられていることが想定されている。そのような委員の方から積極的に議題について意見を出してもらえば、建設的な議題が出てくるのではないか。

委員会自身の広報としては、一つの案として、地裁委員会も、市民公開型の委員会を行ってもよいのではないか。議題としては、例えば、アンケートで出てきた市民の疑問に裁判所が答えるという形で、それを一般に公開し、広報も兼ねて開催することも考えられるのではないか。

来庁者アンケートにしても、事前に報道機関に投げ込みの形でアピールしていただければ、記事に取り上げることができると思う。「裁判所の来庁者に向けてアンケートを行います」という形で、広くアピールできるのではないかと思う。

裁判所は、今までは委員会自身を広く広めようとする意識が弱かったと思う。例えば、キャッチフレーズを作るとか、所長の似顔絵のワッペンを作るなど、もっと市民に親しみのもてるような活動を積極的に行う必要がある。ドイツの裁判所では、休日に裁判所ホールで演奏会を行うなどしているが、そこまでは難しいかもしれないが、外部への発信を行ってほしい。今回の来庁者アンケートも、試行として行うということで、結果を見て、さらに改善して、次回は広く広報して行ってほしい。

法廷見学は、通常期であれば随時受け付けて行っている。今年度は、裁判所も、カルチャーナイトに参加するが、カルチャーナイトは、いわゆる夜間施設開放という行事で、参加者に、法廷に入って、裁判官席に座り、裁判官の法服を着るなどの体験をしてもらう行事である。今年度については、広報用ビデオ「裁判員」の上映会と裁判員制度の ×クイズなどを企画している。過去のカルチャーナイトでは、親子連れがかなり参加するなど、かなり盛況だったと聞いている。

今回委員を引き受けて初めて参加したわけだが、今までの議論を聞いてこの委員会がどういうものか、だんだん分かってきたところである。着任後すぐに、他の機関の施設の案内を受けたが、非常に丁寧な案内状をいただき、自分の組織を知ってほしいという意識が感じられた。一方、裁判所のこの委員会については、任命書がいきなり送られ、「司法の窓」が送られ、裁判所にとっては、委員は出てもらうのが当然であるという意識を感じた。まさに発想が違う、ずれているなと感じた。

本委員会では、まさにそのようなずれているというところを是非意見として述べてもらいたい。今までの皆さんの意見を伺ってみると、今後のテーマとしては、やはり裁判員制度の開始に向けた準備と、来庁者アンケートで出された意見から議題を拾い上げることが考えられる。現在3、4か月に1回という開催回数をふまえ、回数の点も含め、委員会のテーマについては、設定の仕方について工夫が必要ということになるうか。

(5) 委員の再任について

委員の再任について、各委員から、新しい声を委員会に反映させるのがよいのではないか等の意見が出され、委員長から、二期務めていただいた方については全員再任しないことでどうかとの提案が示され、各委員から異論は出されなかった。

5 次回の予定について

新委員選任後、追って指定